

①大気汚染の改善状況（特に現基本方針策定時において環境基準非達成であった局所で、基準が達成した局所）及び環境基準非達成の局所の状況（測定値の経年推移、基準非達成の要因（自動車以外の発生源の影響も含む）等）

## 1 大気環境基準達成状況

総量削減計画においては、中間目標として「平成27年度までにすべての監視測定局における、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気環境基準達成」が定められています。

県及び四日市市が実施している大気常時監視の結果のうち、対策地域内測定局における、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の平成27年度の結果は、表1のとおりでした。いずれの測定局においても、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに環境基準を達成しています。総量削減計画で定めた大気環境基準に係る中間目標を達成することができました。

地域	区分	測定局	市町	二酸化窒素(ppm) (環境基準:0.04~0.06ppm のゾーン内かそれ以下)		浮遊粒子状物質(mg/m <sup>3</sup> ) (環境基準:0.10mg/m <sup>3</sup> )		管理主体
				測定値	環境基準達成状況	測定値	環境基準達成状況	
四日市地域	一般環境	1 磯津	四日市市	0.030	○	0.049	○	四日市市
		2 四日市商業		0.025	○	0.047	○	
		3 南		0.022	○	0.044	○	
		4 三浜		0.035	○	0.042	○	
		5 北星高校		0.027	○	0.041	○	
		6 西朝明中学校		0.017	○	0.039	○	
		7 楠		0.029	○	0.048	○	
		8 川越南小学校	川越町	0.026	○	0.044	○	
	自排	1 納屋	四日市市	0.049	○	0.042	○	四日市市
		2 東名阪		0.034	○	0.041	○	
		3 北消防署		0.033	○	0.045	○	
		4 伊坂		0.039	○	0.043	○	
その他地域	一般環境	1 桑名上野	桑名市	0.022	○	0.043	○	三重県
		2 鈴鹿算所保育所	鈴鹿市	0.029	○	0.045	○	
	自排	1 国道258号桑名	桑名市	0.033	○	0.045	○	三重県
		2 国道23号鈴鹿	鈴鹿市	0.034	○	0.050	○	

表1 平成27年度大気汚染常時監視測定結果（対策地域内の二酸化窒素・浮遊粒子状物質）

令和元年度の結果は、表2のとおりでした。いずれの測定局においても、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに環境基準を達成しています。

地域	区分	測定局	市町	二酸化窒素(ppm) (環境基準:0.04~0.06ppmの ゾーン内かそれ以下)		浮遊粒子状物質(mg/m <sup>3</sup> ) (環境基準:0.10mg/m <sup>3</sup> )		管理主体
					環境基準達成状況		環境基準達成状況	
四日市市 地域	一般環境	1 磯津	四日市市	0.025	○	0.042	○	四日市市
		2 四日市商業高校		0.024	○	0.043	○	
		3 南		0.021	○	0.044	○	
		4 三浜		0.030	○	0.042	○	
		5 北星高校		0.023	○	0.037	○	
		6 西朝明中学校		0.018	○	0.039	○	
		7 楠		0.028	○	0.039	○	
		8 川越南小学校	川越町	0.021	○	0.035	○	三重県
自排	1 納屋	四日市市	0.041	○	0.037	○	四日市市	
	2 東名阪		0.028	○	0.042	○		
	3 北消防署		0.027	○	0.039	○		
	4 伊坂		0.033	○	0.044	○		
その他の地 域	一般環境	1 桑名上野	桑名市	0.019	○	0.040	○	三重県
		2 鈴鹿算所保育所	鈴鹿市	0.025	○	0.038	○	三重県
自排	1 国道258号桑名	桑名市	0.025	○	0.040	○	三重県	
	2 国道23号鈴鹿	鈴鹿市	0.031	○	0.044	○		

表2 令和元年度大気汚染常時監視測定結果（対策地域内の二酸化窒素・浮遊粒子状物質）

対策地域内の大気環境は段階的に改善され、二酸化窒素は平成23年度から9連続、浮遊粒子状物質は平成24年度から8年連続で環境基準を達成しています。（図1）なお、速報値では最終目標年度の令和2年度も達成しています。

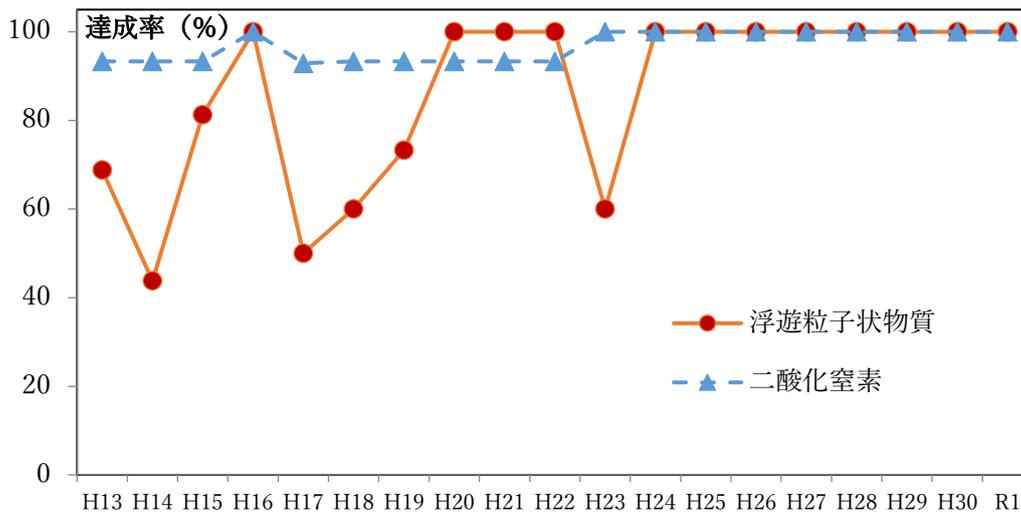


図1 対策地域内測定局の環境基準達成状況推移

## 2 対策地域における自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の年間排出量

総量削減計画で定めた目標を達成するため、各種施策により抑制するとした自動車からの排出量は、自動車排出窒素酸化物等総量削減進行管理調査で毎年算定しています。その結果は表2のとおり、窒素酸化物・粒子状物質ともに平成27年度において中間目標を達成することができました。

また、窒素酸化物については、平成27、29年度、令和元年度は最終目標を達成しました（表3・図3）。粒子状物質については、平成27、29年度以降は最終

目標を達成している状況です（表4・図4）。

なお、令和元年度に環境省が行ったシミュレーションでは、目標達成年度には、環境基準を達成できる見込みという結果が出ています。

	自動車排出窒素酸化物（t/年）	自動車排出粒子状物質（t/年）
平成21年度排出量	5,233	303
平成27年度排出量	2,773	161
平成27年度目標（中間）	3,756	220
令和2年度目標（最終）	2,787	163

表2 対策地域内自動車 NOX・PM 排出量

過去からの車種別排出量の推移については以下のとおりです。

年度	(t/年)								
	軽乗用車	乗用車	バス	軽貨物車	小型貨物車	貨客車	普通貨物車	特種(殊)車	合計
平成21年度	94	227	173	100	95	52	3,910	582	5,233
平成23年度	20	156	52	69	98	42	3,002	709	4,148
平成24年度	76	155	169	116	99	26	3,105	737	4,483
平成25年度	52	98	199	83	124	60	3,082	594	4,292
平成26年度	64	122	131	61	72	22	2,178	572	3,222
平成27年度	55	107	137	53	67	18	1,833	501	2,773
平成28年度	49	100	123	40	65	16	2,108	502	3,003
平成29年度	48	94	86	33	44	18	1,765	342	2,431
平成30年度	27	61	84	58	100	36	1,999	440	2,804
令和元年度	47	82	66	38	36	14	1,294	329	1,906
平成27年度(中間目標)	46	100	117	48	65	24	2,973	384	3,756
平成32年度(目標年度)	32	62	94	28	45	13	2,247	265	2,787

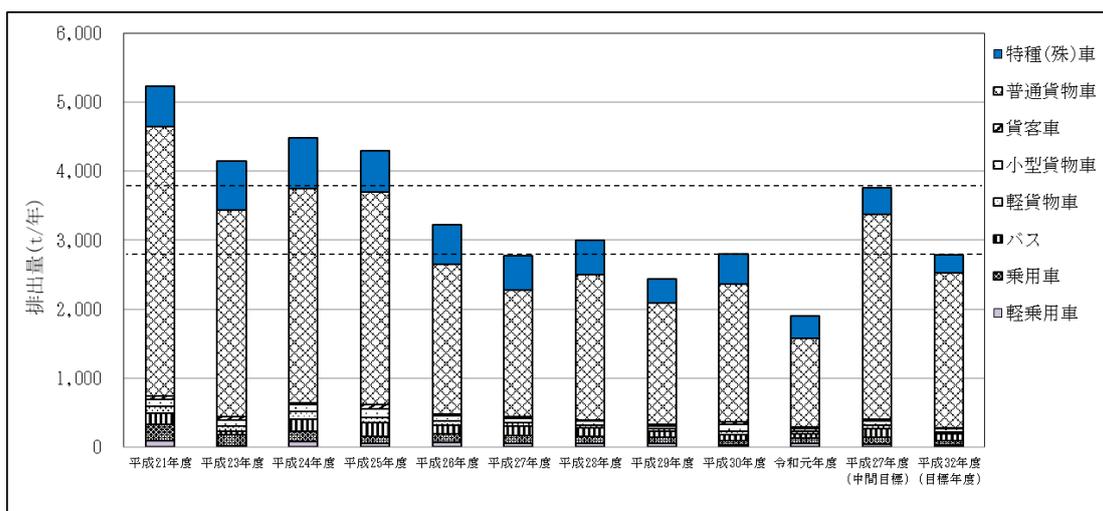


表3・図3 窒素酸化物 (NOX) 年間排出量 (車種別) の推移

(t/年)

年度	軽乗用車	乗用車	バス	軽貨物車	小型貨物車	貨客車	普通貨物車	特種(殊)車	合計
平成21年度	13	37	9	4	6	6	201	27	303
平成23年度	11	44	3	6	7	7	150	34	262
平成24年度	14	34	8	5	7	4	136	34	243
平成25年度	20	43	8	8	8	8	100	21	216
平成26年度	14	36	4	5	5	4	93	25	186
平成27年度	14	35	6	5	5	4	72	20	161
平成28年度	14	39	4	5	5	3	81	18	170
平成29年度	15	33	4	3	3	3	79	13	154
平成30年度	14	28	3	4	6	5	66	13	139
令和元年度	16	34	3	4	3	3	46	12	121
平成27年度(中間目標)	13	35	5	4	4	4	138	17	220
平成32年度(目標年度)	13	35	3	4	3	4	91	10	163

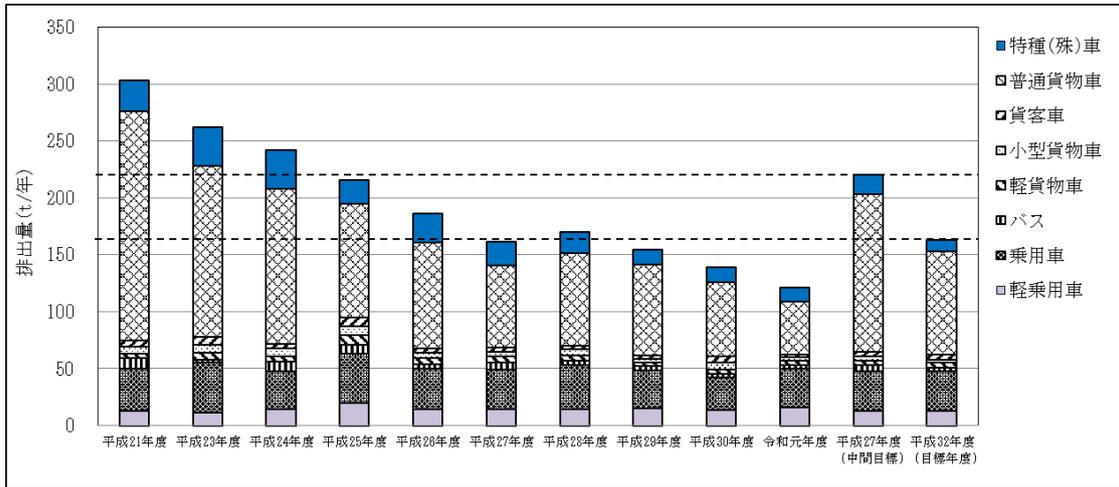


表4・図4 粒子状物質(PM)年間排出量(車種別)の推移

三重県内の低公害車の導入状況は表5のとおりでした。

(単位：台)

車種	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	
電気自動車	7	6	5	5	8	8	4	41	240	504	874	1,270	1,503	1,744	2,127	2,452	2,651	
メタノール自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	
天然ガス自動車	35	50	67	81	85	88	86	79	74	73	70	63	61	57	50	33	23	
ハイブリッド自動車 <sup>※2)</sup>	609	623	625	647	596	1,518	576	534	1,147	461	367	390	385	394	1,019	4,017	10,866	
低排出ガス認定車(一部ハイブリッド車を含む)	☆☆	39,671	41,031	41,048	40,252	75,508	71,867	67,823	63,409	53,630	51,925	45,118	38,888	33,207	27,994	23,050	18,717	15,116
	☆☆☆	35,888	35,365	34,494	33,329	43,238	40,748	38,466	35,887	31,432	28,379	23,671	19,532	15,708	12,660	9,668	7,554	5,838
	☆☆☆☆	61,737	66,376	65,967	64,248	69,693	66,458	63,803	60,513	54,221	51,163	44,894	38,396	32,746	26,818	21,646	16,670	13,090
	☆☆☆☆☆	4,537	33,685	48,075	53,768	70,069	75,071	77,123	77,996	77,655	76,211	72,920	69,383	65,068	61,439	56,257	51,814	46,345
	計	143,423	195,510	244,980	287,913	406,438	441,751	483,335	518,260	540,144	571,990	591,848	601,265	609,283	620,602	627,391	628,262	611,767
合計	144,074	196,189	245,677	288,646	407,127	443,365	484,001	518,914	541,605	573,028	593,159	602,988	611,232	622,797	630,587	634,764	625,307	

注1) 各年度末における三重県内の保有車両数を示す。  
注2) ハイブリッド自動車は、低排出ガス認定車以外のハイブリッド自動車の車両数を示す。

表5 三重県内の低公害車導入状況

また、各種対策別の基準年度（平成21年度）からの削減量についても令和元年度自動車排出窒素酸化物等総量削減進行管理調査で算定しており、その内訳は表6のとおりです。自動車単体規制と車種規制の効果が大きいことが分かります。

	自動車排出窒素酸化物	自動車排出粒子状物質
自動車単体規制の推進	1,964	34
車種規制の実施	677	132
エコカーの普及促進	83	4
交通需要の調整・低減	511	13
交通流対策	92	0
計	3,327	182

表6 令和元年度 施策別排出削減量（t）（基準年度：平成21年度）

対策地域内における基準適合車の導入状況は図5のとおりです。車種規制により対策地域内では、ほとんどの車両が適合車へ更新されています。また、対策地域外でも、適合車への更新が進んでいます。

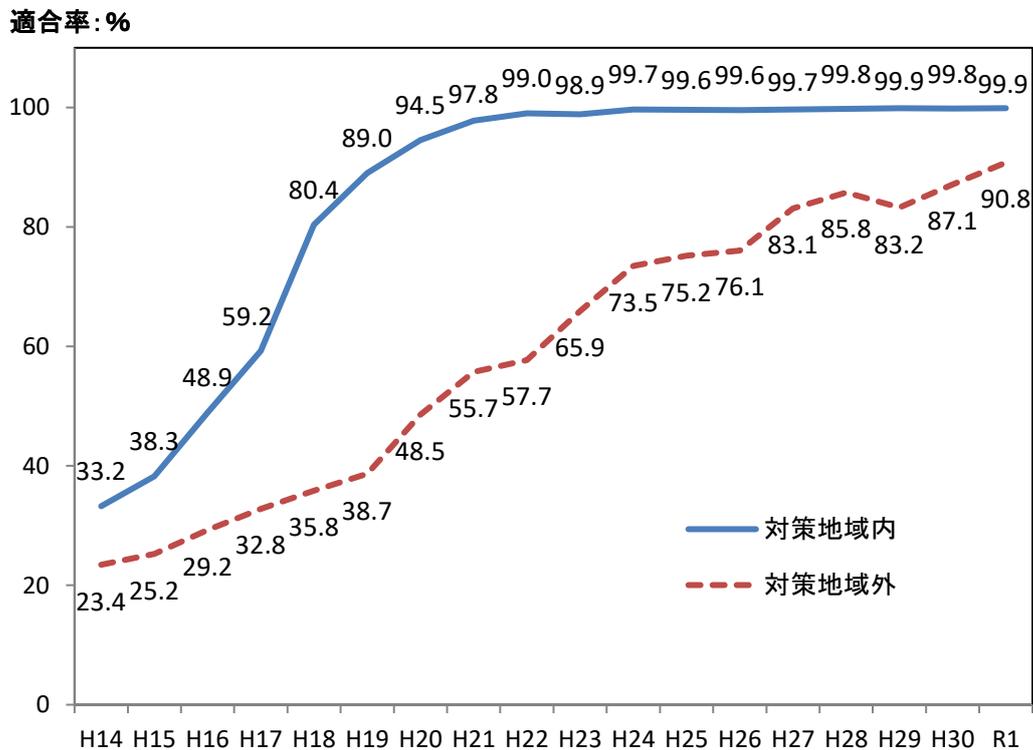


図5 特定自動車排出基準適合率の推移

②環境基準非達成であった／である局所の基準達成に向けて実施した／実施している取組（とりわけ都府県が独自に実施しているもの）

三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画に基づき取組を行っています。

参考：計画達成のための方途

①自動車単体対策の強化等	ポスト新長期規制、車両の点検・整備の徹底 等
②車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進	車種規制の適正かつ確実な実施、適合車への繰り上げ代替等
③低公害車の普及促進	普及拡大、燃料供給施設の整備 等
④交通需要の調整・低減	自動車使用の合理化、適切な輸送機関の選択 等
⑤交通流対策の推進	交通の分散や交通渋滞の解消、総合的な駐車対策の推進等
⑥局地汚染対策の推進	地域の実情に応じた効果的な措置
⑦エコドライブ等の普及啓発活動の推進等	普及促進、アイドリング・ストップ運動の推進

③基本方針及び NOx・PM 法の制度全般に関する要望（基本方針における次期総量削減目標、総量削減のための施策に関する基本的事項、法制度の見直し等）

**自動車 NOx・PM 法における「対策地域」の見直し**

**概要**

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「法」という。）において、三重県北勢地域の6市町が平成13年12月に大気汚染に係る環境上の条件についての基準の確保が困難な地域として対策地域に指定されました。

また、法第7条および第9条にて都道府県知事が総量削減計画を作成することが定められていることから、三重県では令和2年度を目標達成年度とした計画を平成25年3月に策定し、取組を進めています。

その結果、三重県では、平成24年度以降、8年連続して窒素酸化物及び粒子状物質とも環境基準を達成し、維持されていることから、大気環境は改善され「環境基準が確保されている状態」にあると考えられます。

また、令和元年度に環境省が行ったシミュレーションでも目標達成年度には、環境基準を達成できる見込みという結果が出ています。

しかし、NOx・PM法においては、解除規定が明記されておらず、目標を達成しても、引き続き対策地域であることから、法第7条及び第9条に基づく新たな計画の作成が必要となっています。

**要望事項**

法の対策地域において、窒素酸化物及び粒子状物質が長期的に環境基準を達成し、今後も大気環境基準の確保が見込まれる場合は、速やかに対策地域の解除を行うこと。